

算出期間の最終四半期において配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した額から控除する額について

令和3年9月27日付け3農畜機第3357号  
一部改正 令和4年9月6日付け4農畜機第3293号

肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機第5241号）第4の5の（5）に規定する交付金として支払う額の概算払に当たり、算出期間の最終四半期において配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した額から控除する理事長が別に定める額は、1,100円とする。

#### 附 則

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

#### 附 則（令和4年9月6日付け4農畜機第3293号）

- 1 この規程の改正は、令和4年9月6日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、令和4年度第1・2四半期以降の算出期間に販売された交付金の交付対象となる肉豚に係る交付金として支払う額の概算払について適用する。